

- 1 日時 平成16年6月25日(金) 14:00~17:00
- 2 場所 甲府地方裁判所
- 3 出席者  
(委員・五十音順)  
足立委員, 稲葉委員, 小野寺委員, 加藤委員, 川島委員, 小林委員, 佐藤委員, 新免委員, 高野委員, 竹野委員, 千葉委員, 松島委員, 向山委員  
(甲府地方裁判所)  
井田事務局長, 浅野事務局次長, 鈴木総務課長, 新堀民事部総括裁判官, 古山民事首席書記官, 松本刑事首席書記官, 石上総務課課長補佐(書記), 小澤庶務係長(書記)
- 4 議事等  
(1) 新委員の自己紹介  
(2) 第3回委員会のテーマの紹介(別紙第1のとおり)  
(3) 各テーマの事務局からの説明及び意見交換  
ア テーマ について(別紙第2のとおり)  
イ テーマ について(別紙第3のとおり)
- 5 次回委員会のテーマについて  
次回テーマを「新庁舎の基本理念についてどうあるべきか」として決定した(裁判所からの説明は別紙第4のとおり)
- 6 次回委員会期日  
次回(第4回)期日を11月24日(水)午後2時から午後4時30分までと決定。  
資料添付省略。

(別紙第1)

第3回委員会のテーマ  
「企画的な広報行事のあり方について」  
「日常的な広報活動のあり方について」  
「公聴について」

<テーマ では>

当庁で企画的な広報行事として実施している「裁判所見学ツアー」(憲法週間行事)と「裁判官出張講座」(法の日週間行事)について, その現状を紹介し, 各委員から感想とこのほかに企画的な広報行事としてどのようなものが考えられるかについて御意見を伺いたいと考えています。

<テーマ では>

現在日常的に行っている広報活動(「団体傍聴と社会見学」, 「ホームページ」及び「各種パンフレットの備え置き・配布」)について, その現状を紹介し, 各委員から日常的な広報活動としてこのほかにどのようなものが考えられるかについて御意見を伺いたいと考えています。また, このほかに「相談」についても, その現状を紹介し, 他の相談機関との連携をどのように図ったらよいのかなどについて御意見を伺いたいと考えています。

<テーマ では>

裁判所が行っている公聴(企画行事実施の際の参加者へのアンケート)について, その現状を紹介し, 裁判所の公聴のあり方として, 例えばアンケートでは, 一般的な聞き方(「裁判所について何か御意見があればお聞かせください」)での公聴のやり方がよいのか, テーマ等を絞って実施する公聴のやり方がよいのかなどについて御意見を伺いたいと考えています。

(別紙第2)

テーマ について

- 1 企画的な広報行事のあり方について

- (1) 「裁判所見学ツアー」
- (2) 「裁判官出張講座」
- 2 配付資料(一部抜粋)・・・別紙1～別紙6
- 3 意見交換(要旨)

(1) 裁判所見学ツアーに参加した委員の感想

私は、法学専攻者コースに参加したが、ツアーコンダクター役をしてくださった裁判官の方が、非常に丁寧に学生たちの質問に答えていたことがとても印象に残っている。また、話の内容もかなり裁判官としての私生活にわたるような部分についても触れられていたし、そういう部分の話はなかなか聞けないものであるから、実際にそういう話を聞けたということは、個人的にも非常に参考になったし、学生たちも身近に感じるいい機会になったんじゃないかなと思う。

私は、刑事コースに参加したが、裁判官からの説明や質疑応答をすることで、裁判官と同じ目線に立つことができた感じがし、非常に好印象を持った。

(2) 意見交換

市民が描いている裁判所のイメージというのは、良きにつけ、悪きにつけ、できるだけ近寄りたくない場所というイメージが強いと思う。そういうものを払拭して、だれでも気軽に行ける場所だと身近に感じてもらうためには、裁判所とはどういうところなのかということとをまず市民に理解してもらう必要があると思う。その意味で、このようないくつかの行事で裁判官や職員が市民と接点を持つことは、大変有意義だと思う。あまり親近感を感じ過ぎるのも困るのかもしれないが、裁判員制度が導入されることを考えると、やはり市民が裁判所に気軽に、いつも利用できる感覚が定着するまで広報活動というのは積極的に進める必要があるのではないかな。

今回の行事が2年目で、マンネリ化してくると飽きられてしまうと思うので、市民が裁判所に対して何を発信してほしいのかという情報をつかむ必要があるのではないかな。ニーズを探るためのアンケート調査もいいのではないかなと思う。

私が考えている広報活動で裁判所がこういうことをしてくれればいいかなと思っていることを挙げてみると、まず一つは、国民に直結する身近な法律が改定、施行された場合、その情報を積極的に我々国民に伝えてほしいということである。近年、私が知る限りでは、4年前に成年後見制度が新しく施行されたときに、この場所で市民向けに説明会を開催したことがあった。このような説明会を1回に限らず、また地域も広げて、市民が集まりやすい場所で実施してほしいと思う。パンフレットはいろいろ用意しているようだが、説明会や講演会、出張講座などを通して、直に身近な法のアピールをしていただきたい。市民に身近な事案を取り上げることで、法律に関心を持ってもらったり、裁判所はこんなふうにご利用してくださいと裁判所のアピールもできるのではないかな。

もう一つは、裁判所というところは、申し立てられた事件を処理するということで受け身の存在であるが、紛争予防的な活動をしてほしいということである。裁判所というのは、実際の現場で起きていることを処理しているところなので、社会の実情、傾向などをいち早くとらえられているんじゃないかなと思う。市民に向けて、裁判所の紹介だけでなく、身近でだれでも陥りやすい問題を取り上げて、今の事件の傾向などを紹介していったらどうだろうか。特に、これから社会に出ていく中学、高校等と連絡を取り合っていて、裁判所の機能のほかに、現実の問題として、例えば少年問題とか、多重債務者問題など、中学生等が身近に感じられる問題を取り入れた「出張講座」などをやっていったらどうかな。こういった学生に学習してもらおうということは、広報的な機能と将来本人が事件に遭遇した場合に、上手に裁判所を利用する方法を身につけることにもなるし、事件解決の早道にもつながるんじゃないかなと思う。裁判所だけで対応できなければ、調停委員等にも呼びかけて協力してもらうという方法もあるのではないかな。

テーマである「市民が身近に感じられる裁判所」というのは、やはり地域に根差して、市民に支えられる裁判所だろうと考える。それに向けて、市民が近寄ってくるのを待っているのではなくて、裁判所からも近寄っていくとい

う発想も必要ではないかと思う。

国民にとって司法はわかりづらいものである。なぜかと考えたとき、学校教育のころから裁判所は人を裁くところだという教えからやはり近寄りがたいというイメージを持っているのだと思う。今回の裁判所見学ツアーについては、小、中学生に裁判所の役割というものを知らせてもらうため教科書にないところを学ぶとて面白い企画だと思う。

広報については、「県民だより」などの広報誌とかあるが、「裁判所だより」という広報誌は見たことはない。「県民だより」等は県民は意外と見ているもので、「裁判所だより」というのをわかりやすく作れば、その中で見学ツアーとか、いろいろな企画を紹介していけると思う。また、予算の関係などで難しいとは思いますが、県や市町村の広報活動にリンクしていくことは可能ではないか。

従来考え方だと、裁判所はでき上がった法律を適用していくところなので、特に外部に向かって法律の経緯とか制度を説明することはなかったが、法律がめまぐるしく改正され、裁判所が国民と接点を持つべき裁判員制度とか、裁判所を取り巻く手続関係も変わっていくという中では、積極的に情報を発信していく必要がある。

先ほど話に出た成年後見制度の場合は、新しい成年後見制度がつくられ実際に、これまでの制度とは異なって、早くから関係者の間で打ち合わせをしなければならず、裁判所もどの程度のものであるのかということ把握しなければならなかったこと、また、制度がスタートするに当たって混乱を避けるという意味からできるだけ情報を提供して、円滑な申し立て、振興を図るということからも必要なことではなかったかという感じがしている。裁判所の方で、新しい制度、新しい法の説明会をするということは、これからの課題だと思う。

【議長】 成年後見制度については、いずれも最高裁のレベルでやったことだが、たしか説明会を行ったし、それから少額訴訟は全国的な問題なので放送会社に売り込んで、そこで紹介をしてもらったり、新聞を使って随分この制度の宣伝をしたりした。

特定調停制度なども意外に知らない人が多いのではないかと。だから、こういう制度ができていますよという広報をして、一般市民がそういうものを知った上でやるやらないを選択してもらおう。そのためにも広報は必要だと思う。

地元の学校が見学を兼ねて私の農場へ来て、子供たちがニワトリを触ったり、農場でお弁当を食べたりする。子供がそこで勉強したことを家に帰ってお母さんに話をする。そして、子供だけじゃなくて、帰ってから家の中で話題になる。だから、人数は少なくても、それを基に家族で話ができる。結構年齢が小さい方が素直に聞いてくれる。そういう経験から、今回の参加人数が150人位であったので、もうちょっとそういう企画を増やして参加人数を増やすことをしたらよいのでは。

もう一つは、気合いを入れて説明をしないとだんだんマンネリ化してきて、最初のときの新鮮さみたいなものがなくなってきてしまう。子供はすごくいい顔をしていて、それを見ると、すごいやる気が起きてくる。だから、裁判官の人たちが子供たちと話をすることによって、すごい勉強になると思うので、子供の見学ツアーをもっと増やしてもいいと思う。

【議長】 小、中学生コースは、今年から始めた企画であったが、定員があっという間にいっぱいになり途中で募集を打ち切った。来年は、質、量ともに増やしてやれるのであれば増やしたい。

それから、「裁判所だより」という提案があったので検討させていただくが、スポット的に市の広報等と相乗りも考えられる余地はあると思うが。

今の広報の話については、手間と費用をかけるのであれば大変効果的であると思う。また、そこまで費用をかけないとしても、それなりのやり方があるのではないかと。マスコミの広報を利用し、さらに、パンフレットを見て、それで足りなければホームページにアクセスということも考えられるのではないかと。

裁判所と行政の役割分担は、なかなか難しいが、裁判所が少なくとも利用者に開かれているかどうかという点でいくと、小学生、中学生に対する広報というのは、ある意味でいいのではないかと。ただ、甲府地裁等においては、

本人訴訟が多いということになれば、利用者、あるいは利用者予備軍に対する広報がないことには、開かれるということにはならない。

もう一つ、先ほども立法と行政とかとの関係が出ていたが、裁判というのは一つの具体的な立法行為ではないかと言われているが、その広報というのは、最高裁あたりでやるのかもしれないが、その辺のフォローというのは、あまりやられていないように感じる。

(別紙第3)

## テーマ , について

- 1 日常的な広報活動のあり方、公聴について
  - (1)「団体傍聴、社会見学、ホームページ、パンフレットの備え置き」
  - (2) 広報用ビデオ「知っていますか？裁判所」上映
  - (3)「窓口相談」
  - (4)「公聴」
- 2 配付資料(一部抜粋)・・・別紙7, 8
- 3 意見交換(要旨)  
テーマ について

甲府地裁のホームページというのは、文字以外の部分は、所長の写真しかない。これは、ホームページとしては分かりにくい状況であり、見てもらおう、知らせようという作り方ではない。ここはやはりもうちょっと進化させていく必要があるのではないか。例えば、いろいろな裁判の流れのパターンなどを入れ込んでいったらよいのではないか。本当に困っているけれども、相談ができないでいる人たちが、そこに入ってくれば一つの相談ということにもなるうし、情報を与えないと不信感を持つ。相談という使命があるとすれば、そういうホームページに改訂すれば、裁判所を見に行こうとか、相談してみようという方がかなり出て来るだろう。ホームページというのは、それこそ小学生からやっているわけで、もっと活用されたらよいと思う。

ホームページを開くと、例えば、交通事故を起こした場合に車の衝突の絵に「事故」というようなページを作り、そこから法律案内等に入れるようなビジュアル的でわかるようなものがあればいいと思う。

一定のテーマについて、段階を踏んでガイダンスしていくというのもいいと思う。甲府の裁判所だけじゃなくて、各地の裁判所の問題でもあるので、ホームページの作り方を裁判所の組織の中で検討していけばよい。

少し前のことだが、ある新聞の投書欄から、刑事と民事には違いがあるということを知らないことが窺える記事があった。一般の人は、民事と刑事の違いがそもそも分かっていないと思うので、そういうところをちゃんと説明するとかなり分かってくる。

また、一般の方と司法との間で大きなズレがある。裁判所自体が広報活動されることももちろん大事けれども、警察等の連携とかを含めて、裁判が終わった後どうなるかという仕事の流れとしてとらえ、連携をしていくことが必要ではないかと思う。

ホームページを私も開いてみたが、とにかく見にくいというのが第一印象だった。見ていただくという観点に立てば、見やすいということが一番である。

今、パンフレットを見たが、パンフレットがあれだけ分かりやすくできているのであれば、予算の問題もあるとは思いますが、なぜホームページも分かりやすくできないのかなど。ああいう絵柄を含めて、ホームページに載せていけば分かりやすいと思うのだが。

あと、せっかくホームページがあるのであれば、ホームページに御意見を伺いたいというアンケート欄をつくってもいいと思う。また、ホームページに判決と主文が載っていたが、分かりやすくということに関して言えば、専門用語がたくさん出てきていて、それを見ただけで頭が痛くなってきた。この専門用語はどうであるというのを分かるように解説しないと、普通の方は読み方も分からないとか、読み方は分かるけど、内容は分からないという状態もある。それが、ホームページ全体に言えることだと思う。パンフレットの中には専門用語のことも書いてあるが、それを例えば、ページごとに、これについて専門用語はこうですよ

と説明がされていてもいいと感じた。

ホームページとしては、全体とするとまだ不十分な感じがするが、一部分、私が見た限りでは、不動産執行についてはQ & Aで出ており、こんなものを取り入れると分かりやすいなという感じで見ただけで、見る側から見て、見やすいものを今は準備している段階なのかなと感じたので、また力を入れていっていただきたいと思う。

パンフレットは、小、中学生に対してはレベルが高過ぎると思う。だれを読者とするかということだと思ふ。裁判所ガイドは、子供にすれば字が多過ぎるのではないか。

今朝もエレベーターに乗っていて、きれいな花が飾ってあり、この会議室も花が飾ってあり、裁判所のイメージが変わった。そういうことから、パンフレットって大事だと思う。いろいろな用途で考え、対象をどこにするのか、目的ごとに裁判所全体のイメージをつくるパンフレットと、子供たちに分かりやすくというものに分けてつくった方がいいんじゃないかと思う。

(休憩)  
(広報用ビデオ～上映)

ドイツの裁判所にあるパンフレットを持参したので、御紹介する。パンフレットは刑事のもので、学校の生徒とか先生用のパンフレットとして、裁判所の入り口に置いてあり、中身は刑事手続全般と裁判所の手続のことなどを詳しく書いてある。

もう一つは、ドイツでは参審員と言って、日本では裁判員になったが、参審裁判官に手渡される業務手帳みたいなものになる。参審裁判官になった人は必ずこれを読んでおくようにというもので、参審裁判官でなければ渡されない手帳である。

ほかにも相続の問題のものや、一般の手続とか、日本で言うところの法務省のデータブックや簡単な法律用語辞典などが常時裁判所の入り口のところに書架のようにして置いてあり、自由に持っていけるシステムになっている。

また、年末になると、裁判所に来てどうですかといったようなアンケートが非常に目立つ場所に置いてある。

今回、私は裁判所見学ツアーの法学専攻者コースに参加させていただいた。私の大学では法科大学院ができたので、法科大学院の学生を集めて学生とともに見学したが、裁判所の対応は、個人的な要望をきちんと受け入れていただき、生徒たちも非常に感激していた。

【議長】「裁判所だより」のようなものをつくったらどうかというお話もあり、他の委員からも、裁判所が今どういう事件を抱えていて、そういうことを発信することが紛争の予防にもつながるのではないかという話もあったが、裁判所は、予算を取って「裁判所だより」を常に配布するということが、費用対効果でどの程度の効果があるかという問題がある。例えば新聞社に1箇月に1回くらい「裁判所だより」というもの、あるいは、地元の新聞社の方で1箇月に1回でも2箇月に1回でもいいが、今裁判所で何が問題になっているのか、例えば、特定調停で多重債務者の事件が非常に増えていて、債務を抱えている人はこのような形で処理できる手続がある等、簡単なインフォメーションを上手に記事にしてもらうような企画というのは考えられないであろうか。

今、議長が言われたように費用対効果を踏まえて考えれば、各市町村の広報なりの一画をもらって、同じような文章を載せるというようなことがいいとは思いますが、限られた紙面の中で各市町村の広報が受け入れてくれるかどうかということもあろうかと思う。

それから、地元の新聞社がその代わりにというお話だが、購読率が半分強で、全県民に行き渡るわけではないので、難しい面があるかと思う。例えば、裁判員制度などは、裁判所に限らず、情報発信ということでマスコミ側からお願いするようなケースが出てくるのではないかと考えている。

それと、2009年から始まる裁判員制度に向けて、裁判所もなかなか大変なように思われる。所長さんの会議で、非常に難しいのではないかという意見が多かったという記事もあり、世論調査でも、制度には賛成であるけれども、いろ

いろな場面で参加するとなると非常に戸惑い、かえって困るような言い方も多いように感ずる。あと5年後だが、現状を踏まえて考えると、かなり早い段階から、この裁判員制度に向けて裁判所の準備を進めてもらいたいし、国民の方の意識啓発というか、私も国民の一人として、そういう裁判員制度に参加していく上での心構えみたいなものをつくっていく必要があると思う。裁判員制度そのものは、国民の司法参加を決定づけるような制度であるので、ぜひ成功させたいと思うが、それに向けて、裁判所が広報活動を更に活発に、また、質、量ともに広報活動の充実を図っていただきたい。

なお、今後、マスコミは裁判員制度について紹介していくが、裁判所がそういう広報活動にどのようにかかわっていく予定、方針なのか、聞かせていただきたい。

【議長】 各地の所長や高裁長官が集まった会議があり、そこで裁判員制度について国民に広く認識してもらい、協力してもらうためにはどういう方策を考えていくかという点について意見交換がされた。一つは、制度ができたということ、これは皆さんも参加する制度であるということをも自覚してもらおうという点であるが、そういう制度自体のPR活動を早速始めた。今もマスコミで取り上げているが、もっともっとそれを身近な問題としてとらえてもらうようにPR活動を始めようということである。

もう一つは、裁判員制度による裁判がどういうふうになっていくかという点である。中身の議論が今まであまりされないで、裁判員の数を何人にするかとか、そういう外枠の議論ばかりがされていたが、実際、例えば裁判員候補者になったときにどういう理由、手続で拒否できるのかとか、審理の方法はどうかとか、そういう具体的な問題について、これから検討していくということになる。その中身がある程度固まれば、それを前提にして、国民の20歳以上の方々は皆さん可能性があるわけなので、自分の問題として、きちっと制度の具体的な内容を理解していただくという形の、もう少しレベルの高いPR活動をしていくというのが次に来る活動ではないかと思う。

いずれも、裁判所は責任を持ってそれをやらなければならないと考えている。具体的にどういう活動をするかというのはこれからだが、これからは裁判所の教育活動が重要ではないかという考え方を持っている。つまり、裁判員になるのは法律上の義務となるので、義務を果たしてほしいという教育、啓蒙活動をしていかななくてはならないと考えている。そのために、興味や関心のある人だけでなく、住民の方にはできるだけ参加してもらう必要があるし、地域の自治体などに協力をしていただき、講演会とか映写会とかいろいろなPR活動を裁判所だけではなく、法曹三者も協力してやっていくことが必要だろう。それから、マスコミの方にもぜひ御援助をお願いしたい。

相談についてだが、土日は相談を受けているのか。

【議長】 勤務時間の範囲であれば、いつでも裁判所に来ていただければ相談に応じるという体制にはなっているが、土日はやっていない。土日もやった方がいいという話もあるかもしれないが、土日出勤させるとそのために投入される税金は多くなるので、費用対効果の問題もあり、必要性の程度とも関係するが、現実にはやっていない。

そうすると、平日の就業時間帯で行きにくい方は、休んできてもらうということになるのか。

【事務局】 現状はそうである。何といたっても費用対効果の問題で、どの程度の利用状況、利用者があるのかということを見て、その上で決めていかないといけないのではないかとされる。

【議長】 夜間調停をやってくれという話があり、調停を土日ではなく、夜やってもらいたいということで、全国的に幾つかの庁でやっているところがある。ただ、数は不思議と伸びないというか、あまり多くないようである。窓口を開いていると、職員を配置しないといけないので、その分の経費、税金がかかることも理解してほしい。夜間調停をもっと広げていこうという声は、今のところあまりない。むしろ、裁判所に来るような大きなことであれば、多少都合をつけて、仕事を休んでも来るといふ形のほうが多く、夜間調停を広げてくれという声は、直接の利用者以外の、裁判所の一般的な姿勢の問題として言われることはあるが、利用者からの声はそんなに大きくはない。やってみると、案外少ないという

感じであった。

【事務局長】 現在では東京簡裁がやっているほかは、他の庁ではやっていないのではないかと。

弁護士会では、いろんな無料相談を1箇月に1回くらい、相談をやっているが、土曜日にやる相談には結構相談者がいる。今、御質問の出ている夜間だが、私も夜やれば人が来るだろうと思って何回かやっているが、案外伸びない。今年も3月に夜の相談を入れたが、広報の問題もあっただろうがほとんど来なかった。

もう一つ、弁護士会では相談センターというのをやっており、それは開始時間が4時とか4時半ということがある。相談に来る方の時間帯というのは、家に帰ってからまた出てくるというのはどうもおっくうなところがあるようで、そういうことから4時とか4時半からの開始で、6時位に終わるような時間帯であれば来やすいということはあるかもしれない。夜間は、必ずしもニーズはないのではないかと。ただ、広報が悪かったこともふまえて、7月にもう一回やる予定である。

紛争解決の一つの手法として裁判があり、その他第三者が中に入るとか、いろいろ紛争解決の手法があって、それに関連して相談というのがある。恐らく似たような相談を行っている機関として、警察や各種行政機関、あるいは消費者センターとかがあるが、住民がどこに行くかということ、近くの警察所管の相談所である。相談する者は、365日、24時間やっているというところがいいわけである。だから、いつでも相談できるというのであれば、365日、24時間やっているところであれば、結構利用者は増えてくると思うが、何曜日の何時から何時までというようなやり方であると、制約が出てくるのではないかと。

いや、24時間、いつでも相談できるというのはいいが、対応するのは大変かもしれない。

裁判所からの説明でもあったが、実際の相談の中には裁判所が対応できない内容のものも相当数あるということについては、広報等の点で注意がいると思う。実際に足を運んでみて、そこで相談したけれども時間のロスだということになると、来た人にとっても時間のロスがあるし、司法サービスの観点で最適な資源の配分になっていないのではないかと。やはり、入り口のところでもっと整理する必要があり、できるものとできないものについて、ホームページで紹介するということをしないといけないと思う。

逆に、相談側とすれば、きちんと対応されないで、ネガティブな印象を持たれる。裁判所が司法のコンサルティングみたいなことをするというミッションとかないのであれば、まずは交通整理をするということをしてもらった方がいいと思う。

【議長】 実際その相談業務を毎日やってみて、何か感じることはあるか。

【民事首席】 民事の場合、いろいろな方が来られ、中には「私は、どうしたらいいんでしょうか」という相談をなさる方が結構多い。そうすると、私たちはこうすべきだとも言えず、何ともお話しできないという形になってしまい、これはどこで相談をしていただいても、もし、そこでこういうふうになったら、裁判所に相談してくださいというような話をさせてもらう方法をとっている。

それから、裁判所の方では仕方のないことだけれども、相談に来られても結局無駄になってしまうこともある。そういうことのないような方法をやはり事前にとっておく必要があるのではないかと。そういう意味では、弁護士会も裁判所もそうだし、あるいは市役所、公共団体等の窓口同士の連携をとる必要性はあるかなと思う。

【議長】 手続の内容を聞いたらいいが、どうしたらいいんでしょうかといって来られてしまうと、裁判所は困ることになる。

【民事首席】 「あなたはどうしたいんですか」と聞くけれども、こういう状況だからどうしたらいいかという話をされる。手続はこれだけあるという説明はするが、それ以上は自分で決めてくださいと言う。決められない限りは、専門家の方にお聞きになってくださいというお答えをするしかない。

困るのは、自分が答えを期待している部分があるようで、それと違うこと、そうじゃないんでしょうとまでは言わないけれども、それは裁判所ではないということ、そのこと自体に裁判所に対応してくれないのかという雰囲気でも帰る方もいるので、本当に裁判所はこういうところだということを、もうちょっと裁判所の方でPRできるものがあればいいなと思う。

裁判所の相談というのは、今言われたとおり、あなたはどうしたらいいか

ということを書いてくれない、言っではいけない所である。有利か不利かみたいな話にも答えられないというところがあって、聞かれた場合は答えられない と思う。例えば、相続登記で私は相続人になれるのでしょうかという法律の解釈を聞きに行くのならいいのかもしれないが、それ以上の具体的なことになってしまうと、担当の職員もちょっと困惑するようである。

検察庁は、弁護士会とルールを作っており、いろいろ問題になったときにはこちらに振るということができているが、案外来ない。だから、裁判所の相談というのは、手続の話を聞きに来る人以外の、事件の解決を求めていく人に対してはかなり不満を持たれる可能性が高いのではないが。

裁判所に来る相談というのは、もう少し法的なアプローチが可能なものばかりが来ているという理解でいいのか。

【議長】 現実の相談は、例えば、かなり夫婦仲が悪くて、お父さんが家を出て行って、小さい子供がいてこれからの生活が困る、どうしたらいいでしょうかなどというのが来る。そういうときは、家裁でこういう調停手続があるという 手続的なことを教えている。

テーマ について

【議長】 テーマの の「公聴」という、いわゆるアンケート調査について話を進めたい。

企画的な行事については、終わったときにその利用者の方にアンケートに答えてもらうという形のアンケート調査はしているが、それ以外のテーマを特定しないで、裁判所に関係することは何でもといった形の一般的なアンケート調査はしていない。そのようなことについて、どのように対応していったらよいか。

利用者というか、例えば原告、被告等、当事者も含まれているのか。

【議長】 それも、原告、被告だけでというアンケートの取り方は難しいと思うので、実施するのであれば、当事者を含めた来庁者全員に対するアンケート、あるいは来庁と関係なく、一般的なアンケートということになるかと思う。

ほかの機関との比較で申し上げると、行政の場所では、一定のテーマでなくて、来庁した方に何なりと御意見があればというような方法をとられているところが多い。それと、私どものところでは、ホームページの方にメールを送ってもらうようにしており、ホームページの内容とか、あるいは組織、あるいは支店、そういうものに意見を書いていただくようになっている。一種の情報として集めるとすれば、そういう質問だけがいいんではないかと思う。

【議長】 ホームページのあり方とか、ある程度テーマを絞って意見を聞くということであればあり得るが、裁判所のことで何でもというアンケートの取り方はいかがか。

それは恐らく、裁判所に入ってみて、ここが不満だとか、それぐらいのことであれば、行政機関でもやっていることではないか。

【議長】 裁判所の方で危惧しているのは、限定しないで、何でもどうぞと言うと、事件当事者からのアンケートの回答がすごく多くなり、裁判に対する不満、不満、裁判官に対する不満、不満が洪水のようになってくるんじゃないか危惧してしまう。テーマを絞るとかしないでよいだろうか。

責任感あふれる回答だと思うが、必ずしも全部回答する必要はないと思う。全部答えることができないという、そういうルールをしっかりとっておくということが必要だと思う。そこをやっておかないと、例えば我々もホームページに対するコメントをいただいたときに、答えないということがある。すべて答えることはできない。

役場の広報的な形でやっていることを裁判所でもやるのが予想されるわけだが、国民からの批判は批判として謙虚に耳を傾けて、それを取り入れていくという姿勢そのものが大事じゃないか。具体的にテーマを絞らない形でやった場合に、現実に不平、不満のある方の意見を取り入れられるのかなという感じがする。

ただ、先ほど来話が出ていたホームページへのアクセスの方法だが、これはかなりいい方法だと思うので、取り入れることが考えられるのではないか。地方の裁判所だけで決められないというのが裁判所のホームページであるので、最高裁の方でそういうことが解決できるのか、我々の意見を吸い上げていってもらうような形ができればよい。

ホームページは、インターネットでやられているので、情報発信がすごく

しやすくなっているし、いくらでも加工ができる。結局、仕事の性格上できない話もあると思うので、そこについて明らかにしておくというのが基本的な態度ではないか。

裁判には正式な手続があるわけなので、その中のルールにのっとってやっていかればいい。

インターネットのホームページに何か意見を伺うのはいいとは思いますが、逆に、利用しない人にアンケートをしても分からない。行ったことがなければ答えようがないと思う。利用者にアンケートをとることはもちろんだが、例えば、地域の民生委員さんというのは、民事裁判に行くまでに最も頻繁に直接的に住民とかかわっていて、そういう方にもアンケートを出してみるとか、また、市民会館で勉強会があったりした場合に、そこに来た方にアンケートを取る。だから、行政と司法が連携をとり、そういうところに出向いて行って、対象者を増やして、アンケートを取るのもいいことだと思う。

以上